

地域医療構想に係るデータ分析業務
企画提案仕様書

令和8年4月

沖縄県保健医療介護部

医療政策課

1 業務名

地域医療構想に係るデータ分析業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

2040年を見据えた新たな地域医療構想の策定に向け、専門的知見からレセプトや県の保有する各種報告等の多角的なデータ分析に基づき、本県の医療提供体制に係る現状と課題を可視化し、対応策を考える基礎資料を作成することを目的とする。

4 業務内容

本県より提供するデータに基づき、県内の二次医療圏ごとにおける医療需給推計及び医療提供体制等の調査・分析を以下により実施する。

なお、当事業は国の「地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業」を活用し実施するものである。以下（2）の業務については株式会社北九州ヘルスサービス研究所（以下、「研究所」とする。）に再委託の上、連携しながら調査・分析を進めること。また、（5）の地域医療構想推進に係るロジックモデルの活用検討に当たっては、（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構より助言を得ること。

【県から提供するデータ】

- ・ 県レセプトデータ（沖縄県国民健康保険団体連合会から入手した電子レセプトデータ、介護レセプトデータ及び特定健診データが搭載されているデータ等）
- ・ D P Cデータ
- ・ 医療計画作成支援データブック搭載の各種統計データ
- ・ 病床機能報告・外来機能報告データ
- ・ かかりつけ医機能報告データ
- ・ 消防統計データ
- ・ その他（分析内容に応じて県が提供するデータ）

本業務の遂行に当たっては、改正医療法（令和7年法律第87号）に基づき国が策定する「地域医療構想策定ガイドライン」等に基づき分析を行うこと。また、国から提供されるデータ、推計ツール、通知等の内容や配布時期、あるいは医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議）等での議論の状況により、県と協議の上、分析内容や手法を適宜変更する場合がある。

（1）データ分析体制の構築・運営支援業務

- ・ 県が構築するデータ分析チーム（構成員：県・地域医療構想アドバイザー（以下、「アドバイザー」とする。）・研究所・受託者）による打合せ会議を開催すること。（分析実施期間において月1回程度を想定）
- ・ 打合せは原則オンライン形式とし、受託者は構成員の日程調整、W e b会議の設

定、資料作成、会議録作成、及びアドバイザーへの報償費等の支払業務（ロジステイクス）を行うこと。

(2) レセプト関連データ分析（研究所への再委託業務）

本業務は主に研究所において実施し、受託者は研究所の分析結果に基づき、医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議）等で使用する説明資料の作成等を行う。

ア 入院・外来患者の流出入分析

二次医療圏（構想区域）及び市町村単位での入院・外来患者の受療行動の可視化。

イ 医療需要の推計

5疾病等の主要傷病、及び病床機能区分（高度急性期・急性期・包括期・慢性期）別の2040年を見据えた医療需要の予測。

ウ 在宅・介護需要の推計

在宅医療の患者数及び在宅・介護施設等での受入可能数の推計。

エ 医療・介護連携分析

医療と介護のレセプトを突合し、退院後の介護サービスの利用状況や、慢性期医療から介護への移行需要等を推計。

オ その他、新たな地域医療構想策定に向けたデータ分析

(3) 各種報告データ分析

医療機関の報告する各種報告データから、現状の機能と将来の意向等を分析する。

ア 病床機能報告分析

県の定量的基準等に基づいた機能分化の状況と、医療機関機能の検討に資するデータを分析。

イ 外来機能報告

紹介受診重点医療機関と一般診療所の役割分担、外来医療の提供体制について分析。

ウ かかりつけ医機能報告

休日・夜間対応や在宅医療の提供状況など、地域における診療体制を分析。

(4) 消防統計分析及び地域課題の抽出業務

二次医療圏（構想区域）における救急搬送の実態把握や、課題の抽出を行う。

ア 消防統計分析

救急搬送の発生状況や高齢者救急の搬送先等を分析し、救急医療体制の課題を把握する

イ 圏域別課題の整理

(1)～(4)アの結果から、二次医療圏（構想区域）ごとの医療提供体制の現状と2040年に向けた具体的課題の抽出。

(5) ロジックモデルを用いた評価・進捗管理手法の検討

新たな地域医療構想及び医療計画の各指標を、地域医療構想の議論に効果的に活用するための推進方策を検討する。

(6) 医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議での説明）

県の主催する医療提供体制協議会で分析結果を提示する際には、必要に応じ現地出席し、作成資料の説明を行う。

5 実施計画書及び実施報告書

受託者は、本業務の成果物として、次のものを契約期間内に県へ提出すること。

ア 本業務に関する実績報告書、作成資料及び概要版 各1部

イ 前記アのデータ及び調査・分析データを保存した電子媒体(CD-R等) 2部

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、沖縄県と協議のうえ、進めていくものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (3) 本業務で知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様の取扱いとする。
- (4) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意を持って処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (5) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに沖縄県へ報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の双方が協議のうえ、対応するものとする。